

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

工業技術総合センターの試験等のための機器を新たに導入することに伴い、工業技術総合センター使用料の額を改定するため、滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第5号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 工業技術総合センター使用料のうち、窯業設備使用料の額を改めることとします。（別表関係）

(1) 工業技術総合センター使用料

使用料は機器1種類ごとに所要経費*を算定した上で、条例上、その最低額と最高額を規定しているところであるが、工作機器としてペレット式3Dプリンターを導入することに伴い、使用料の規定を改正するもの。また、新たにペレット式3Dプリンターを使用する場合における材料費を徴収するため、使用料の規定を改正するもの。

※所要経費：人件費や減価償却費、光熱水費等の原価計算により算出した経費

[改正前] 工作機器 1時間あたり最低290円最高700円

[改正後] 工作機器 1時間あたり最低290円最高4,170円

- (2) この条例は、令和3年4月1日から施行することとします。

- (3) その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県行政財産使用料条例新旧対照表

旧			新				
本則および付則 省略 別表 1 から 3 まで 省略 4 工業技術総合センター使用料 (1)および(2) 省略 (3) 窯業設備使用料			本則および付則 省略 別表 1 から 3 まで 省略 4 工業技術総合センター使用料 (1)および(2) 省略 (3) 窯業設備使用料				
区分	単位	金額	区分	単位	金額		
原料調整機器	1 時間	最低 30 最高 890 円	原料調整機器	1 時間	最低 30 最高 890 円		
成形用機器	同	同 40 610	成形用機器	同	同 40 610		
試験・測定機器	同	同 100 3,220	試験・測定機器	同	同 100 3,220		
工作機器	同	同 290 700	工作機器	同	同 290 4,170		
窯業用焼成炉	電気窯	同	1,000	窯業用焼成炉	電気窯	同	1,000
		1 回	最低 2,100 最高 60,700			1 回	最低 2,100 最高 60,700
	ガス窯	同	同 1,200 10,900			ガス窯	同

注1 県外居住者の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

2 電気窯を通常要すべき時間を超えて使用する場合には、燃料に要する費用は、利用者負担とする。

3 ガス窯を使用する場合における燃料に要する費用は、利用者負担とする。

4 使用時間にこの表の単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

(新設)

(新設)

5および6 省略

(削除)

(削除)

(削除)

注1 使用時間にこの表の単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

2 県外居住者の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

3 この表以外に特別に要する費用については、その実費を徴収する。

5および6 省略